

産業廃棄物の処理状況等

1 産業廃棄物発生量・排出量の状況

平成 28 年度の発生量は 20,011 千トン、排出量は 15,470 千トンで、産業廃棄物税制度が導入される前の平成 17 年度の発生量 21,594 千トン、排出量 14,910 千トンに比べ、発生量は 7.3%減少、排出量は 3.8%増加している。

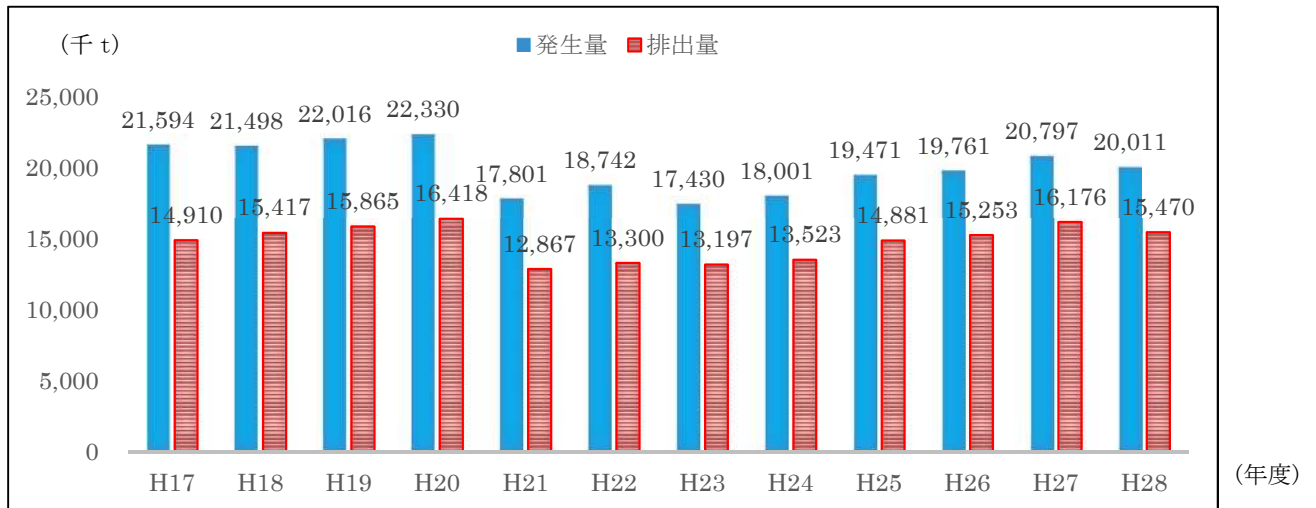


図 1 産業廃棄物発生量、排出量の推移

2 産業廃棄物の再生利用量・再生利用率・最終処分量の状況

再生利用量は、平成 17 年度以降平成 20 年度まで増加し、一旦平成 21 年度に減少したものの、その後は再び増加傾向にある。

再生利用量を排出量で除した再生利用率は、増減を繰り返しながら全体としては増加傾向にあり、ここ数年は 70%台で推移している。

最終処分量は、年により変動はあるが全体としては減少傾向にある。



図 2 産業廃棄物再生利用量・再生利用率・最終処分量の推移

3 経済指標との比較

愛知県の産業廃棄物税制度導入の効果を検証するため、愛知県における産業廃棄物の発生量等の推移について、経済指標（製造品出荷額等）の推移と比較検討を行った。

なお、比較に当たっては、産業廃棄物税制度が導入される前年度（平成 17 年度）を 100 とした指数により行った。

産業廃棄物の発生量及び排出量と製造品出荷額等の推移については図 3 に、再生利用量、再生利用率及び最終処分量と製造品出荷額等の推移については図 4 に示すとおりである。

なお、「製造品出荷額等」は、平成 28 年度刊愛知県統計年鑑の用語解説によれば、1 年間における製造品出荷額，加工賃収入額，製造工程から出たくず・廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり，消費税等の内国消費税額を含んだ額をいう。

平成 17 年度を基準として経済指標の推移を見ると、製造品出荷額等は、平成 19 年度まで増加後、平成 21 年度まで減少し、その後は再び増加傾向にある。

産業廃棄物に関する指標のうち、発生量、排出量及び再生利用量は、いずれも平成 20 年度まで増加した後、平成 21 年度に一旦急激に減少し、その後緩やかに増加する傾向にあり、山、谷となる時期や増減幅に差はあるものの、経済指標と類似性が見られる。

また、発生量及び排出量の指標は、製造品出荷額等を下回り、再生利用量は平成 21 年度以降、製造品出荷額等を上回っている。

これに対し、最終処分量は、経済指標が回復基調にあっても減少しており、長期的に見ても緩やかな減少傾向にある。

以上のことから、発生量及び排出量については抑制方向、再生利用量については増加方向の要因が考えられ、最終処分量の推移については経済動向以外の要因により推移していると言える。これらの要因の一つとして産業廃棄物税制度の存在が挙げられる。

表 1 平成 17 年度を基準とした経済指標（製造品出荷額等）、産業廃棄物に関する指標（発生量、排出量、再生利用量、最終処分量）及び再生利用率の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
製造品出荷額等	100	111	120	117	87	97	94	101	106	111	116	114
発生量	100	100	102	103	82	87	81	83	90	92	96	93
排出量	100	103	106	110	86	89	89	91	100	102	108	104
再生利用量	100	102	115	117	97	99	107	112	125	121	132	125
最終処分量	100	90	81	85	71	87	71	50	62	65	64	65
再生利用率 (%)	59	58	64	63	67	66	72	73	74	70	72	71

(指数)

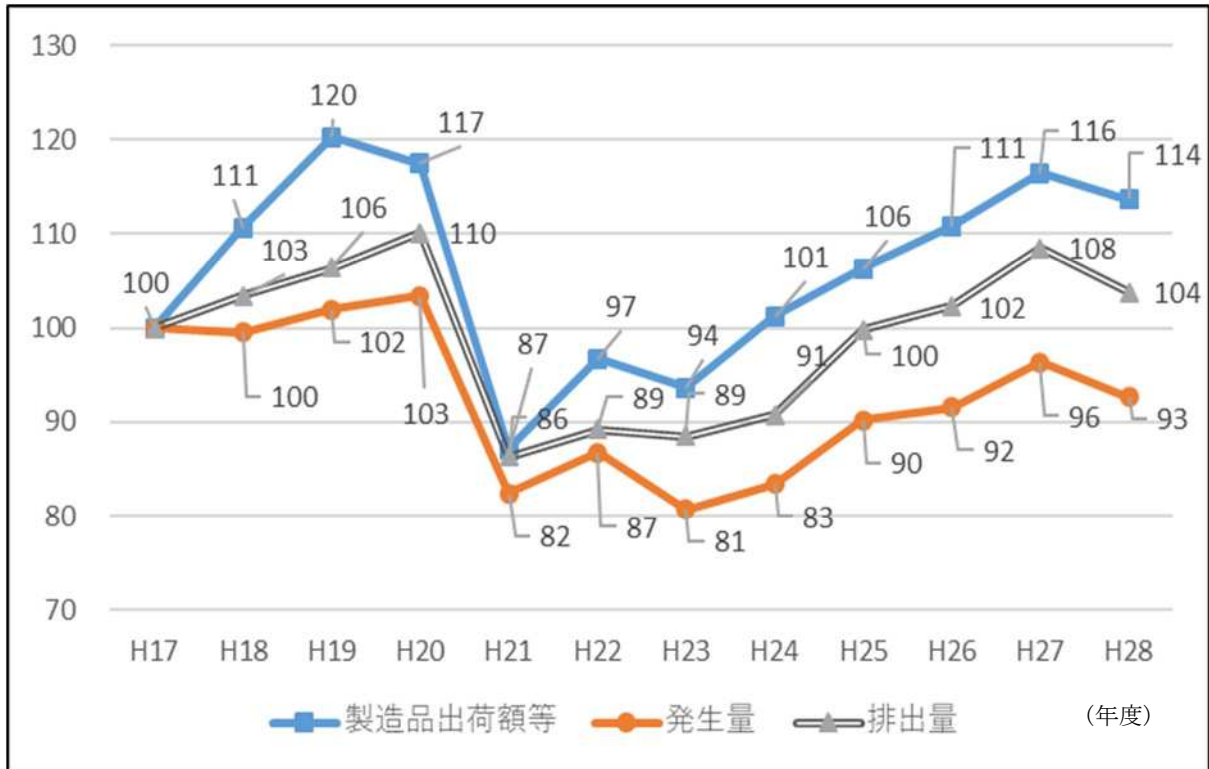
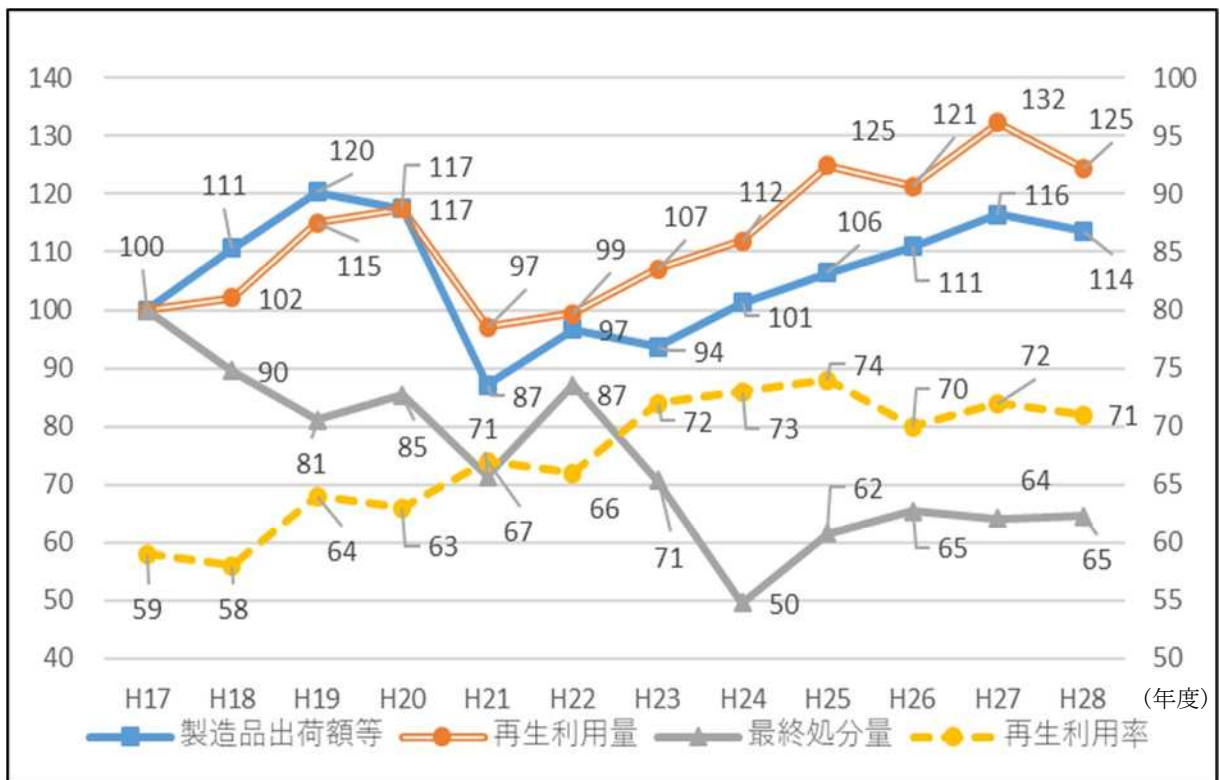


図3 産業廃棄物の発生量及び排出量と製造品出荷額等の推移

(指数)



(%)

図4 再生利用量、再生利用率及び最終処分量と製造品出荷額等の推移

4 産業廃棄物の処理の流れ

中間処理後に最終処分される量が大きく減少し、再生利用の割合は増加している。

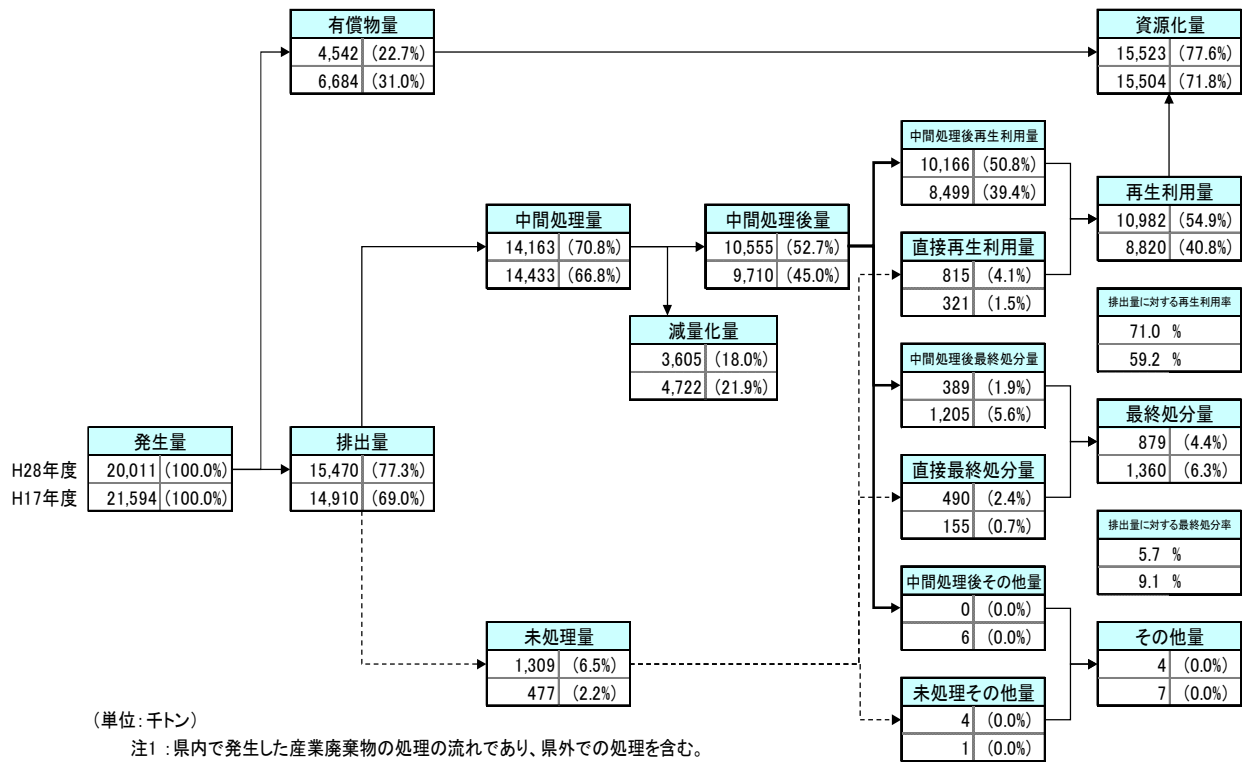


図5 産業廃棄物の処理フロー（平成17年度、平成28年度）

5 産業廃棄物の種類別状況

種類別発生量は、鉱さい、がれき類、汚泥、金属くず、動物のふん尿が多い。

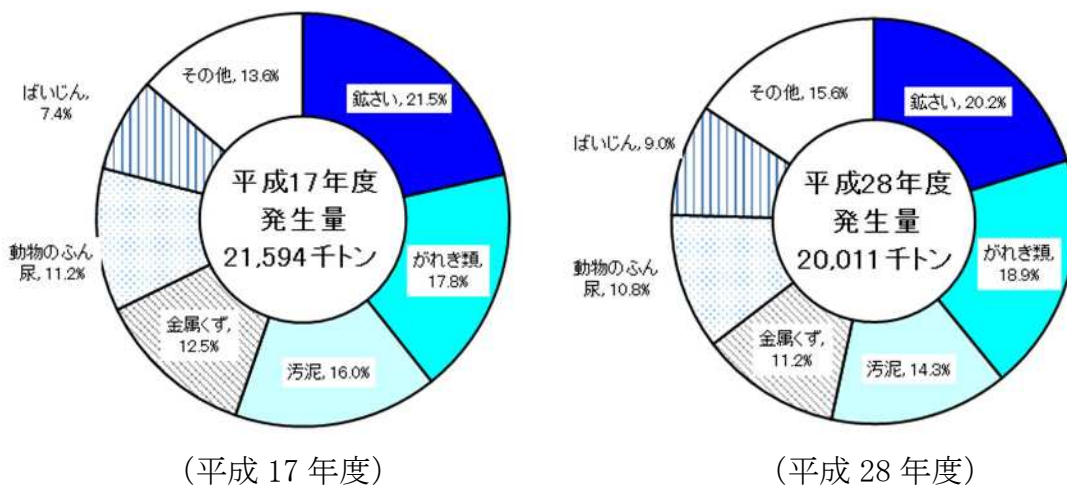


図6 産業廃棄物の種類別発生状況

種類別の処理状況は、発生量の多い鉱さい、がれき類は、ほとんどが減量化、資源化されている。



注1: 発生量(千トン)を示す。
 注2: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

図7 産業廃棄物の種類別処理状況

6 産業廃棄物の業種別状況

業種別発生量は、製造業、建設業が多いが、製造業の割合が減少している。

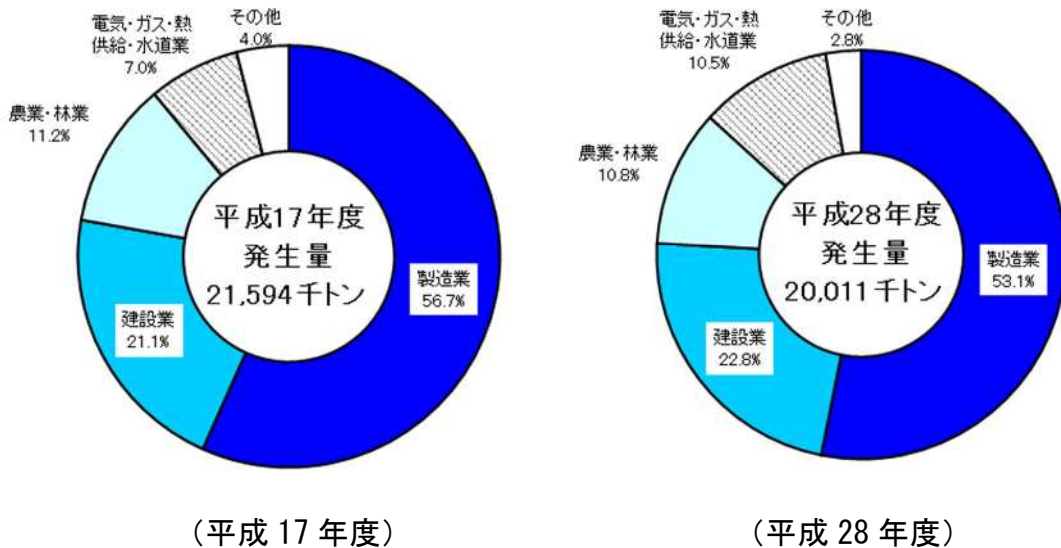


図8 産業廃棄物の業種別処理状況

業種別処理状況は、製造業、建設業、農林業で資源化が進んでいる。最終処分量は製造業で約 51%減少、建設業で約 39%減少している。

表 2 産業廃棄物の業種別処理状況

単位:千トン

業種	年度	発生量	減量化量		資源化量		有償物量		再生利用量		最終処分量		その他量	
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)		
製造業	H28	10,634	1,293	(12.2%)	8,989	(84.5%)	4,324	(40.7%)	4,665	(43.9%)	350	(3.3%)	3	(0.0%)
	H17	12,254	1,862	(15.2%)	9,675	(79.0%)	6,259	(51.1%)	3,416	(27.9%)	714	(5.8%)	4	(0.0%)
建設業	H28	4,555	236	(5.2%)	4,119	(90.4%)	53	(1.2%)	4,066	(89.3%)	193	(4.2%)	1	(0.0%)
	H17	4,557	470	(10.3%)	3,771	(82.8%)	184	(4.0%)	3,587	(78.7%)	315	(6.9%)	1	(0.0%)
農業、林業	H28	2,169	1,216	(56.0%)	953	(44.0%)	0	(0.0%)	953	(44.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	H17	2,414	1,907	(79.0%)	506	(21.0%)	0	(0.0%)	506	(21.0%)	0	(0.0%)	2	(0.1%)
電気・ガス・熱供給・水道業	H28	2,093	747	(35.7%)	1,126	(53.8%)	92	(4.4%)	1,035	(49.4%)	220	(10.5%)	0	(0.0%)
	H17	1,504	316	(21.0%)	1,039	(69.1%)	216	(14.4%)	823	(54.7%)	148	(9.8%)	0	(0.0%)
その他	H28	560	113	(20.2%)	335	(59.8%)	74	(13.1%)	262	(46.7%)	117	(20.9%)	0	(0.0%)
	H17	865	167	(19.3%)	513	(59.3%)	25	(2.9%)	488	(56.4%)	183	(21.2%)	0	(0.0%)
合計	H28	20,011	3,605	(18.0%)	15,523	(77.6%)	4,542	(22.7%)	10,982	(54.9%)	879	(4.4%)	4	(0.0%)
	H17	21,594	4,722	(21.9%)	15,504	(71.8%)	6,684	(31.0%)	8,820	(40.8%)	1,360	(6.3%)	7	(0.0%)

注1: 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない事がある。

2()は発生量に対する割合を示す。

7 産業廃棄物の最終処分状況

平成 28 年度の最終処分量は 879 千トンであり、平成 17 年度の 1,360 千トンに比べ 481 千トン減少し、特に汚泥の減少が大きい。

平成 28 年度の種別最終処分量は、多いものからばいじんの 178 千トン、汚泥の 141 千トン、鉱さいの 117 千トン、廃プラスチック類の 106 千トン、がれき類の 75 千トンの順となっている。これら 5 種類の産業廃棄物で全体の 70.1%を占めている。

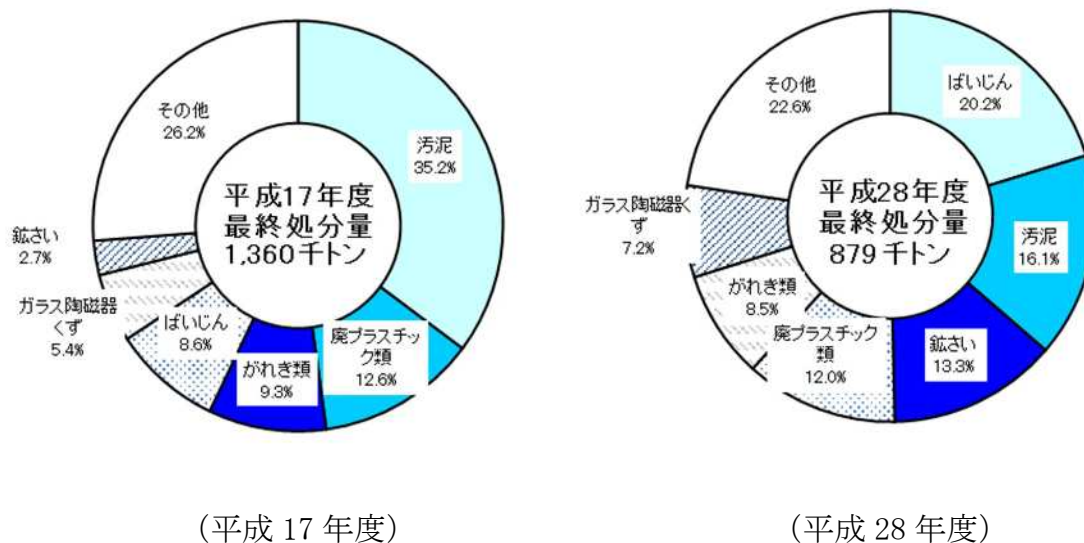


図 9 産業廃棄物の種別最終処分状況 (1)

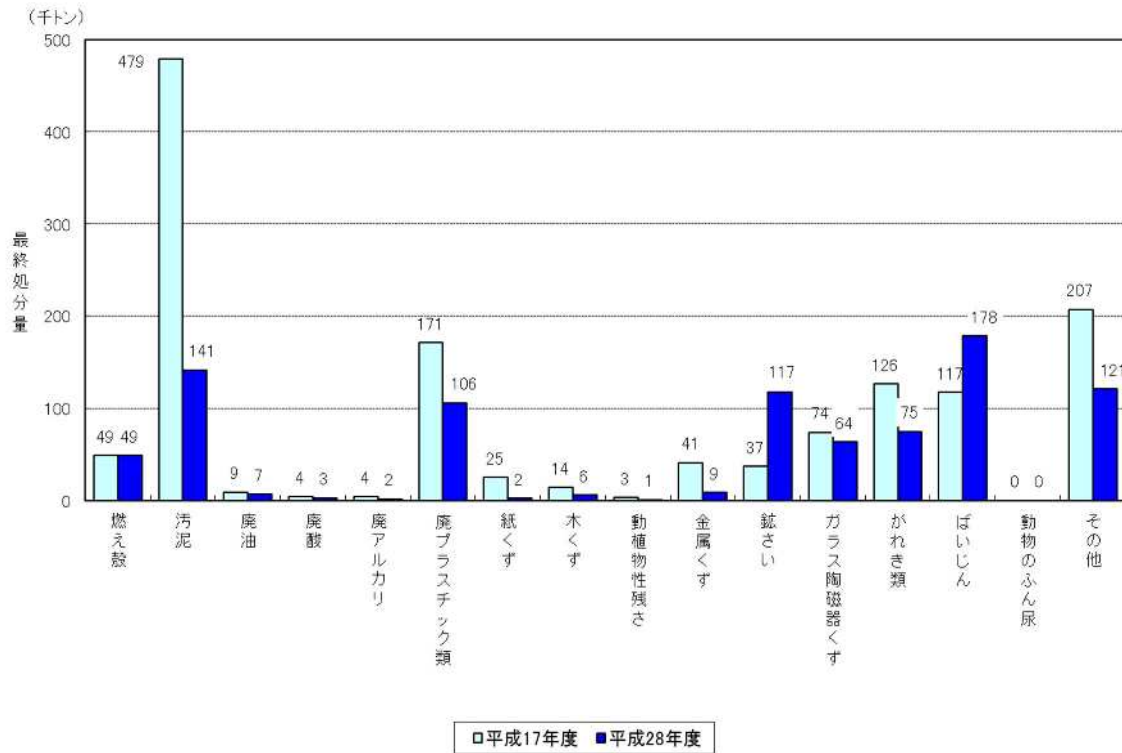


図 10 産業廃棄物の種類別最終処分状況（2）

平成 28 年度末現在、県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は 99 施設であり、そのうち 5 施設が遮断型最終処分場、33 施設が安定型最終処分場、61 施設が管理型最終処分場である。

平成 28 年度末現在の産業廃棄物最終処分場の残余容量は、9,032.3 千 m^3 であり、その内訳は、遮断型最終処分場が 4.2 千 m^3 、安定型最終処分場が 653.3 千 m^3 、管理型最終処分場が 8,374.9 千 m^3 である。

平成 17 年度末と比較すると、施設数では 34 施設減少したが、平成 22 年度の衣浦港 3 号地最終処分場の供用開始に伴い、残存容量は増加している。

表3 最終処分場の設置状況（平成17年度末現在）

（残存容量の単位：千m³）

愛知県全域		自社処分場		自社処分場以外		合計	
		施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
	遮断型	1	0.1	4	11.9	5	12.0
	安定型	3	2.5	50	586.6	53	589.0
	管理型	20	2,378.2	55	5,042.5	75	7,420.7
	合計	24	2,380.7	109	5,641.0	133	8,021.7

表4 最終処分場の設置状況（平成28年度末現在）

（残存容量の単位：千m³）

愛知県全域		自社処分場		自社処分場以外		合計	
		施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
	遮断型	1	0.0	4	4.2	5	4.2
	安定型	6	106.0	27	547.3	33	653.3
	管理型	15	1,229.9	46	7,145.0	61	8,374.9
	合計	22	1,335.9	77	7,696.4	99	9,032.3

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

県内での最終処分量は平成28年度で718千トンであり、このままの埋立状況が続くとすると、平成28年度末現在の最終処分場の残存容量9,032.3千m³から、最終処分場の残余年数は約12.5年と試算される。



図11 最終処分量と残存容量等の状況

8 公共関与の廃棄物最終処分場の状況

(公財)愛知臨海環境整備センター（ASEC）が設置している衣浦港3号地廃棄物最終処分場（埋立面積47.2ha、埋立容量496万 m^3 （安定型：73万 m^3 、管理型423万 m^3 ）、武豊町）は、平成23年3月に全面供用を開始し、平成30年度末現在の残存容量率は、管理型区画が64%、安定型区画が14%となっている。

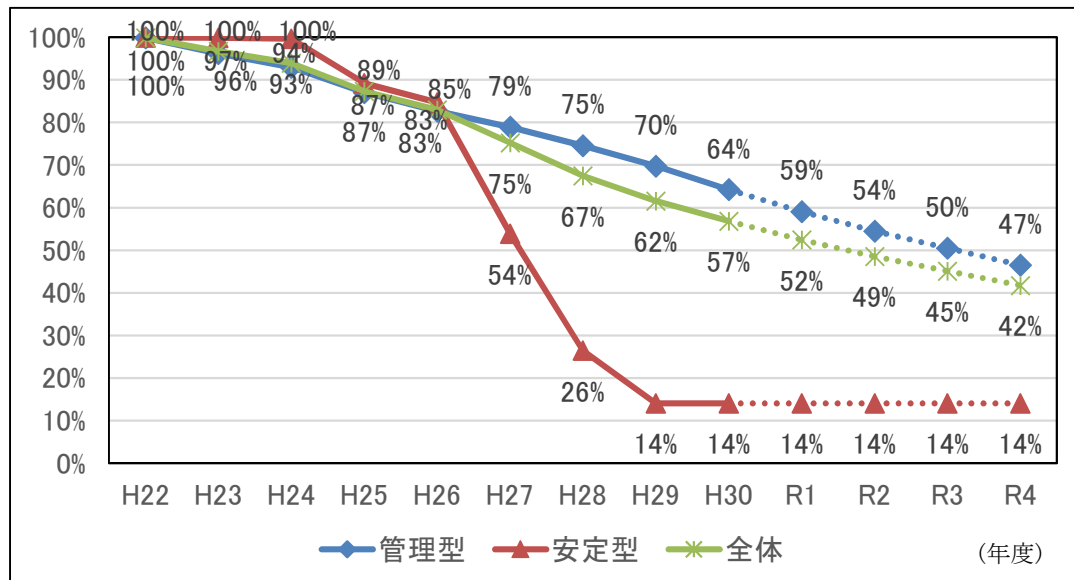


図12 ASEC衣浦港3号地廃棄物最終処分場の残存容量率の推移

9 産業廃棄物の県外への移出及び県内への移入状況

平成28年度に県外へ持ち出されて処理された産業廃棄物（県外移出）は、2,761千トンで、平成17年度の2,109千トンに比べ、約30.9%増加している。経年変化としては、平成22年度まで増加し、その後大きく減少、その後、再び増加傾向にある。

平成28年度に県内へ持ち込まれて処理された産業廃棄物（県内移入）は、1,127千トンで、平成17年度の1,034千トンに比べ、約9.0%増加している。経年変化としては、平成19年度まで増加し、その後減少を経た後、ここ数年増加傾向にある。



図 13 産業廃棄物の県内外への移出・移入状況の推移

平成 28 年度の県外への移出状況を県別にみると、近隣の岐阜県へ 407 千トン (14.7%)、三重県へ 793 千トン (28.7%)、静岡県へ 95 千トン (3.4%) となっており、処理目的別では、中間処理目的で 2,593 千トン、最終処分目的で 168 千トンとなっている。平成 17 年度は、岐阜県へ 360 千トン (17.1%)、三重県へ 673 千トン (31.9%)、静岡県へ 57 千トン (2.7%) で、処理目的別では、中間処理目的が 1,788 千トン、最終処分目的が 321 千トンであったことから、中間処理目的での移出が増加し、最終処分目的での移出が減少している。

県内への移入状況を県別にみると、近隣の岐阜県から 561 千トン (50.0%)、三重県から 220 千トン (19.5%)、静岡県から 117 千トン (10.4%) となっており、処理目的別では中間処理目的が 1,121 千トン、最終処分目的が 6 千トンとなっている。平成 17 年度は、岐阜県から 310 千トン (30.0%)、三重県から 256 千トン (24.8%)、静岡県から 214 千トン (20.7%) で、処理目的別では、中間処理目的が 971 千トン、最終処分目的が 63 千トンであったことから、中間処理目的での移入が増加し、最終処分目的での移入が減少している。

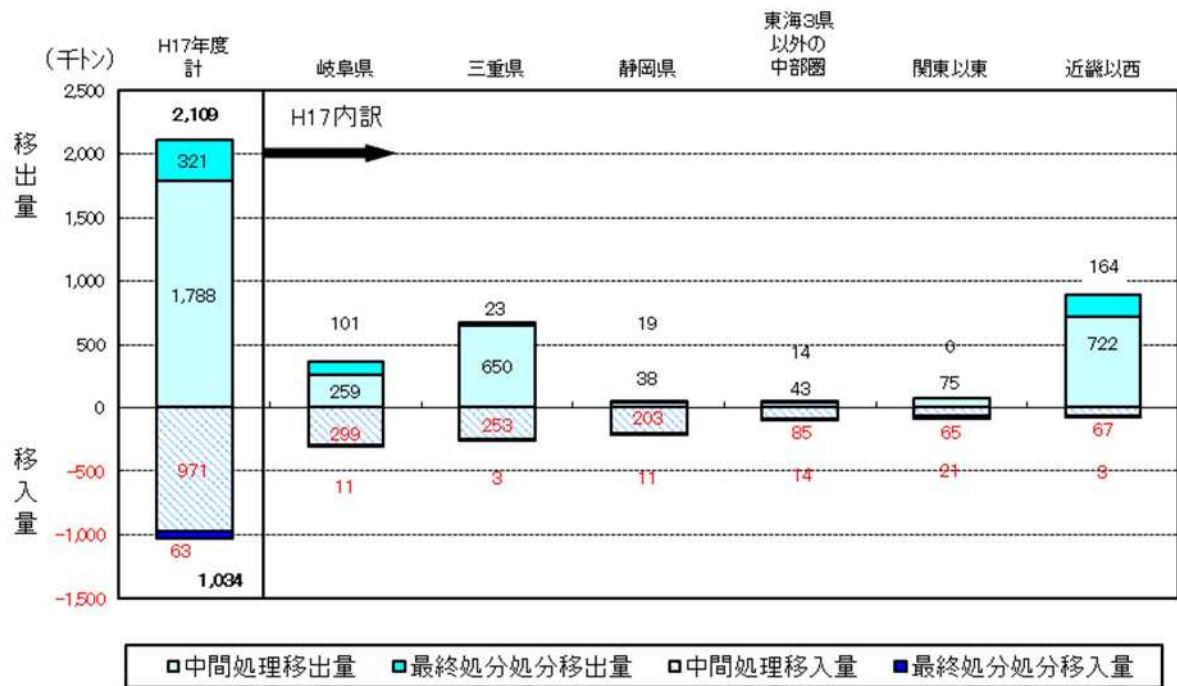


図 14 産業廃棄物の県内外への移出・移入状況（平成 17 年度）

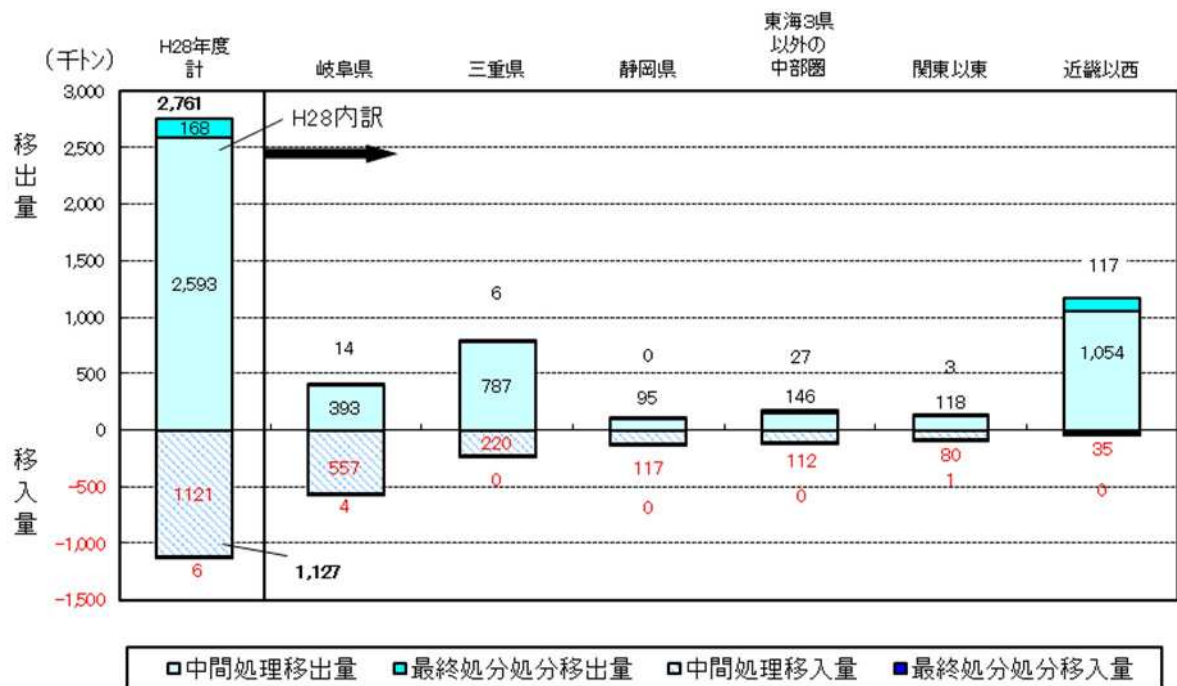


図 15 産業廃棄物の県内外への移出・移入状況（平成 28 年度）

10 行政処分・行政指導及び苦情の状況

行政処分・行政指導の状況は、平成 30 年度は行政処分 14 件、行政指導 270 件であった。平成 17 年度の行政処分 23 件、行政指導 333 件と比較すると、いずれも減少している。

表 5 行政処分及び行政指導件数

(単位：件)

区分		年度									
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
行政処分	業・施設の許可取消	18	32	21	19	25	19	23	15	14	14
	措置命令	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0
	業・施設の停止命令	2	2	1	1	0	0	0	2	7	0
	改善命令	2	2	4	4	1	2	7	3	2	0
	小計	23	36	30	24	26	21	30	20	23	14
行政指導	改善勧告	14	29	20	21	25	17	25	22	28	22
	指導票の交付	319	326	209	218	260	305	285	380	331	255
	小計	333	355	229	239	285	322	310	402	359	277
合計		356	391	259	263	311	343	340	422	382	291

(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。

区分		年度			
		H27	H28	H29	H30
行政処分	業・施設の許可取消	8	16	13	13
	措置命令	0	0	0	0
	業・施設の停止命令	1	0	1	0
	改善命令	2	1	0	1
	小計	11	17	14	14
行政指導	改善勧告	13	7	25	9
	指導票の交付	304	217	272	261
	小計	317	224	297	270
合計		328	241	311	284

また、平成 30 年度に県に寄せられた苦情件数は 167 件で、その内訳は、野焼きが 14 件、不法投棄が 34 件、不適正保管が 61 件、施設の維持管理不良等のその他が 58 件であった。平成 17 年度の野焼き 78 件、不法投棄 59 件、不適正保管 74 件、施設の維持管理不良等のその他 66 件と比較すると、いずれも減少している。

表 6 産業廃棄物に関する苦情件数

(単位：件)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
野焼き	78	52	34	53	38	49	30	25	26	30
不法投棄	59	35	35	46	36	40	21	36	39	36
不適正保管	74	56	42	43	34	53	55	58	64	50
その他	66	72	105	71	74	52	80	73	100	76
合計	277	215	216	213	182	194	186	192	229	192

	H27	H28	H29	H30
野焼き	20	8	8	14
不法投棄	25	15	21	34
不適正保管	36	13	15	61
その他	63	30	34	58
合計	144	66	78	167

(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。「その他」は、施設の維持管理不良等。

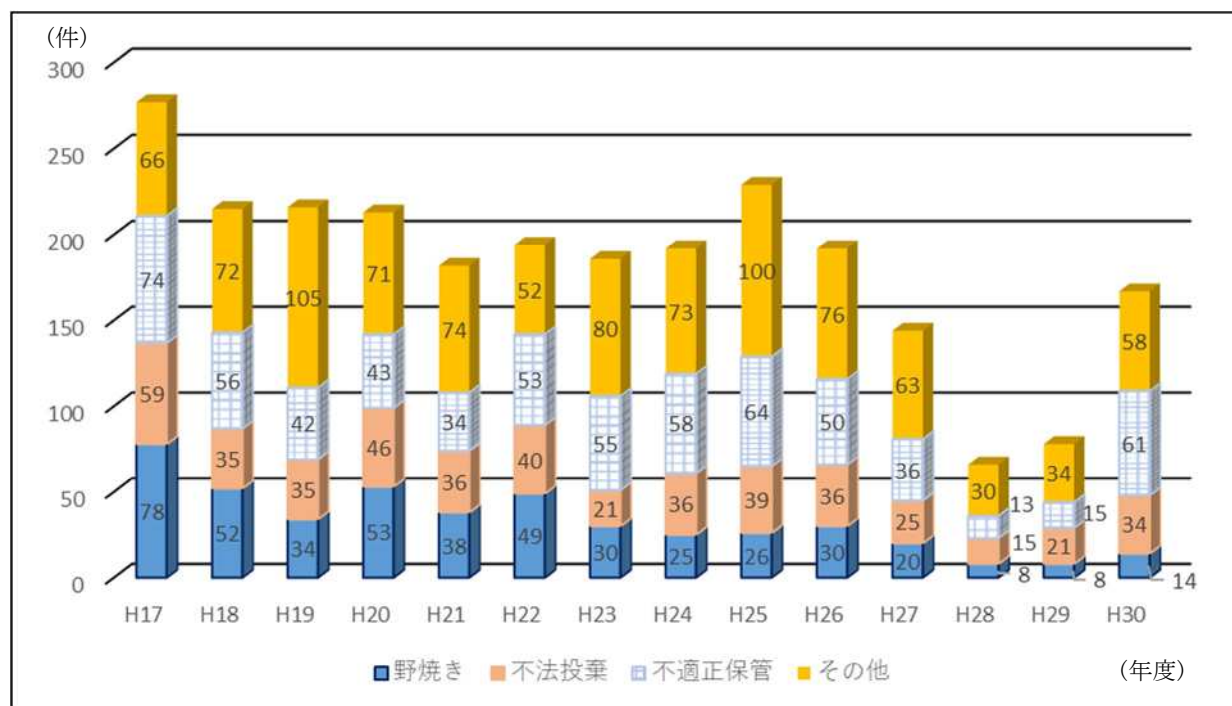


図 16 産業廃棄物に関する苦情件数